

9

月刊 税理士法人 2019 アクシス

生産性向上と職場環境整備を実現

働き方改革を支援する助成金の概要

- 働き方改革で対応が求められる3つの課題
- 生産性向上に向けた社員の能力向上を図る助成金
- 長時間労働の是正策に係る費用を補填する助成金
- 同一労働同一賃金等の処理整備時に使える助成金

アクシスコンテンツ



今月の

アクシススタッフ



- アクシス社内イベント
- チェックリストカレンダー
- お役立ち情報

<https://m-staff.com/>

アクシスグループ

徳島本社

徳島市北島田町 1-3-3

TEL : 088-631-8119 FAX : 088-632-6543

吉野川支店

吉野川市鴨島町喜来字宮北 485-1

TEL : 0883-26-0182 FAX : 0883-26-0187

高松支店

香川県高松市松縄町 1050-27

TEL : 087-814-5875 FAX : 087-814-5876

有限会社エムエスサービス

株式会社マネジメント・スタッフ

株式会社高松経理代行センター

株式会社徳島経理代行センター

川人広平公認会計士事務所

行政書士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

税理士法人アクシス

1 | 働き方改革で対応が求められる3つの課題

2017年6月に「働き方関連法案」として成立し、2018年4月から一部が施行された働き方改革は、厚生労働省が中心となり、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立など、多様な働き方の実現を目指しています。

本レポートでは、働き方改革が実現しようとしていることに対して企業が対応する際に、必要となる費用の一部を補えることができる助成金を紹介します。

1 | 働き方改革で求められていること

本法案は、現在の日本が直面している雇用形態による待遇差、長時間労働等種々の課題の包括的解決を目的とするものであり、3つの目的と8つの法律からなります。

(1) 働き方改革関連法案3つの目的

① 働き方改革の推進

働き方改革を総合的かつ継続的に推進するための基本方針を設定

② 長時間労働の是正

時間外労働時間の上限設定や医師等に高度プロフェッショナル制度の創設

③ 公正な待遇の確保

雇用形態の違いによる待遇改善に向けた同一労働同一賃金の実現

(2) 働き方改革関連法案一覧

| 目的 | 改正となる法律 | 主な内容 |
|----------|------------|---|
| 働き方改革の推進 | 雇用対策法 | 働き方改革を総合的、継続的に推進するための基本方針を設定 |
| 長時間労働の是正 | 労働基準法 | 時間外労働の上限を原則「月 45 時間」、特別な場合も「月 100 時間未満」に設定 |
| | 労働安全衛生法 | 高度プロフェッショナル制度の創設 |
| | 労働安全衛生法 | 産業医、産業保健機能の強化 |
| | 労働時間等設定改善法 | 終業時刻と始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努める「勤務時間インターバル制度」の普及促進 |
| 公正な待遇の確保 | パートタイム労働法 | 不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」 |
| | 労働契約法 | 待遇に関する説明義務の強化 |
| | 労働者派遣法 | 均等・均衡規定の整備 |

働き方改革関連法案が求めるのは、今後予想されている労働力不足への対応を時間という量で解決するのではなく、働き方を変えて企業の生産性を向上させていくことです。

2 | 働き方改革への対応に活用できる助成金

働き方改革における3つの目的は、そのまま企業の課題と捉えることができます。そして前頁で触れた生産性向上も今後の企業経営のキーワードになります。

(1) 働き方改革の目的と対応する課題

| 働き方改革の目的 | 対応する課題 |
|-----------|-----------------------|
| ①働き方改革の推進 | 推進体制の整備、生産性の向上 等 |
| ②長時間労働の是正 | 残業時間管理、業務見直し 等 |
| ③公正な待遇の確保 | 雇用形態の整備、同一労働同一賃金の実現 等 |

働き方改革の目的実現に向けた企業の取り組み課題は、以下の3つに集約されます。

(2) 企業経営における3つの課題

| |
|--|
| ①生産性向上 継続的に業務改善・能力開発を実施し、企業成果を維持・向上させていく |
| ②長時間労働の是正 生産性の視点と合わせて検討しながら時間外労働時間を削減する取り組み |
| ③同一労働同一賃金の実現 多様な雇用形態での受け入れを整備する一方で不公正な処遇を是正する |

企業がこれらに対して取り組む諸施策には費用が掛かるものもあります。例えば専門家による助言に対する費用や業務効率化のためのパソコンソフト導入費用です。

このような諸施策を実施していく際に企業が活用できる助成金があります。国も働き方改革支援に力を入れており、多くの助成金メニューを用意しています。

(3) 働き方改革に関連する助成金一覧(抜粋)

| 項目 | 助成金名 |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 雇用維持関係の助成金 | 雇用調整助成金 |
| 2. 再就職支援関係の助成金 | 労働移動支援助成金 |
| 3. 転職・再就職拡大支援関係の助成金 | 中途採用等支援助成金 |
| 4. 雇入れ関係の助成金 | 特定求職者雇用開発助成金／トライアル雇用助成金 |
| | 障害者雇用安定助成金／人材確保等支援助成金 |
| 5. 雇用環境の整備関係等の助成金 | 65歳超雇用推進助成金／キャリアアップ助成金 |
| | 両立支援等助成金 |
| 6. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金 | 両立支援等助成金 |
| 7. 人材開発関係の助成金 | 人材開発支援助成金 |

3 | 3つの課題解決に向けた諸施策と対応する助成金

企業経営において、働き方改革の目的を実現するためには、①生産性の向上、②長時間労働の是正、③同一労働同一賃金の実現の3つを主要課題としました。実際にどのような対応策が必要で、その際に対応する助成金にはどのようなものがあるか下図にまとめました。

■企業の取り組み課題と対応する助成金

| 企業の課題 | 対応策例 | 該当助成金 | 本稿の章 |
|--------------|----------------------|-------------|------|
| ①生産性向上 | 生産性向上に向け社員の能力開発を行う | 人材開発支援助成金 等 | 第2章 |
| ②長時間労働の是正 | IT技術を利用し時間管理などを管理する | 時間外労働改善助成金 | 第3章 |
| ③同一労働同一賃金の実現 | 正規社員への雇用転換や給与体系を整備する | キャリアアップ助成金 | 第4章 |

(1)生産性向上

働き方改革全体のテーマともいえ、企業の取り組みとして社員教育を通じて能力向上を図り、企業の生産性の向上とともに企業成果を維持向上させていくなどの取り組みが想定されています。こうした取り組みに対して人材開発支援助成金が用意されています。

(2)長時間労働の是正

残業時間の上限が設定され段階的に上限時間が引き下げられています。その対応のために、勤務時間を流動的に設定したり、IT技術を活用して情報共有したりすることで業務効率を高め、労働時間短縮につなげるなどの取り組みなどに対して、時間外労働改善助成金が用意されています。

(3)同一労働同一賃金の実現

実現に向けては、非正規社員の正規社員への転換や職務内容の整備、給与表・諸手当の整備などが求められています。また不合理なものになっていないかどうかを判断するガイドラインも示されており、確認しながら整備していくことが必要です。このような取り組みなどに対しては、キャリアアップ助成金が用意されています。

なお、助成金の受給には共通する要件があります。

■助成金の共通申請要件

- 雇用保険の被保険者事業所になっている
- 労働保険の滞納がない
- 会社都合による退職者を出していない 等 ※詳しくは最寄りのハローワークに確認

2 | 生産性向上に向けた社員の能力向上を図る助成金

働き方改革実現に向けた取り組みの中で、重要なキーワードは「生産性」であり、その向上のために設備投資や業務標準化などの取り組みを支援する助成金が拡充されています。

生産性向上の鍵を握る、社員の能力開発を支援する「人材開発支援助成金」と今年度拡充された「人材確保等支援助成金の働き方改革支援コース」の2つを紹介します。

1 | 助成金の受給額が増額する生産性要件とは

各種助成金にも生産性要件が設定されています。

■生産性向上達成時の増額例

| 助成額 | ※ () は生産性向上が認められた場合の額 | |
|--------|------------------------|------------------|
| | 中小企業 | 大企業 |
| ①有期⇒正規 | 57万円 (72万円) | 42万7,500円 (54万円) |
| ②有期⇒無期 | 28万5,000円 (36万円) | 21万3,750円 (27万円) |
| ③無期⇒正規 | 28万5,000円 (36万円) | 21万3,750円 (27万円) |

生産性要件を満たすと金額が増額

生産性要件を達成すると受給額が () 内の金額に増額されます。では、その生産性とはいったいどのようなものなのでしょうか。

(1)生産性要件

助成金を申請する事業所が、次の生産性要件を満たした場合に、助成金の増額を受けることができます。

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における生産性が

- ① 3年度前に比べて6%以上伸びている
- ② 3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びている（※1）

※1：主要金融機関から一定の事業性評価を得ることが条件

(2)生産性の算定式

増額要件に必要な生産性の算定式は下記になります。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値 (※2)}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※2：営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課
具体的な計算シートを厚生労働省が公開しています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

2 | 社員の能力開発時に適用可能な人材開発支援助成金

人材開発支援助成金は、社員に対して職務に関連する専門的な知識および技能の習得をさせるための職業訓練等を計画的に実施した場合に、訓練費や訓練期間中の給与の一部を助成する制度です。社員の能力開発を積極的に行い、能力向上を図ることで生産性向上の実現を目指していく事業者を支援しています。以下の7つのコースからなります。

(1) 人材開発支援助成金コース一覧

| コース名 | 内容 |
|--------------|---|
| 特定訓練コース | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力開発促進センター等が実施する在職者訓練（高度職業訓練）、事業分野別指針に定められた事項に関する訓練、専門実践教育訓練、生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等 ・ 採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練 ・ 熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練 ・ 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 ・ 厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練 ・ 直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等（45歳以上）を対象としたOJT付き訓練 |
| 一般訓練コース | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定訓練コース以外の訓練に対して助成 |
| 教育訓練休暇付与コース | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有給教育訓練休暇等制度を導入し、労働者が当該休暇を取得し、訓練を受けた場合に助成 ・ 120日以上長期教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得し、訓練を受けた場合に助成 |
| 特別育成訓練コース | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有期契約労働者等の人材育成に取り組んだ場合に助成 ・ 一般職業訓練 ・ 有期実習型訓練 ・ 中小企業等担い手育成訓練 |
| 建設労働者認定訓練コース | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練 |
| 建設労働者技能実習コース | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・ 能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・ 建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習 等 |
| 障害者職業能力開発コース | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・ 障害者職業能力開発訓練運営費（人件費、教材費 等） |

数多くのコースが設定されているため活用の機会が多い助成金の一つですが、申請にあたっては留意点があり、準備が必要です。

(2) 計画申請時の留意点

- ① 事前の計画書作成が必要となる
- ② 外部の研修機関と書類の授受・記録・保管が必要なコースもある
- ③ ジョブカード等の事前準備が必要なコースもある
- ④ 受講する研修によっては支給対象にならないものもある
- ⑤ 有期雇用労働者等も受講対象者となるように整備する

申請書類や研修受講処理の煩雑さから活用していない事業者もいますが、働き方改革が掲げる生産性向上に向けて社員のスキルアップは欠かせません。助成コースも統合や拡充を繰り返しながら使いやすく、助成額も増額されています。計画的な育成計画を作成し、積極的な活用を検討すべきです。

3 生産性向上の源泉となる人材採用時に使える人材確保等支援助成金

人材確保等支援助成金は、各企業が雇用管理改善、生産性向上等の取り組みを行い、社員の職場定着の促進等を図ることを目的としています。各企業においては、「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要です。さらに2019年度からはこれまでに加え、働き方改革支援推進コースが新設されました。

こちらのコースを中心にポイントを確認します。

(1) 人材確保等支援助成金の概要

この助成金は、生産性向上に資する設備等の投資を行ったり、給料アップ等の雇用改善を図ったりする企業に対して支給されるもので、以下の10コースがあります。

■全10コース一覧

| | |
|------------------------------|------------------------------------|
| ① 人事評価改善等助成コース | ⑥ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (建設分野) |
| ② 介護福祉機器助成コース | ⑦ 雇用管理制度助成コース |
| ③ 介護/保育労働者雇用管理制度助成コース (福祉分野) | ⑧ 中小企業団体助成コース |
| ④ 設備改善等支援コース | ⑨ 働き方改革支援コース |
| ⑤ 雇用管理制度助成コース (建設分野) | ⑩ 作業員宿舎等設置助成コース (建設分野) |

(2) 働き方改革支援コースの概要

今年度より新設され、中小企業のみが対象の助成金です。中小企業が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に雇い入れた1人あたり60万円(上限あり)が助成されます。

■対象事業者

- 時間外労働等改善助成金(3章で紹介)の支給(見込み含む)を受けている
- 計画達成時の離職率が30%以下である

■支給要件

雇い入れた労働者に対して労働環境/職場環境改善などの計画を策定し実施すること。

■助成額

支給要件の改善を実施した場合に下記金額が支給されます。

| 対象 | 金額 | 備考 |
|---------------|------|---------------------|
| 雇い入れた労働者一人あたり | 60万円 | 年間10名が上限 |
| 短時間労働者一人あたり | 40万円 | 週の所定時間が20時間以上30時間未満 |

※設定した計画期間の開始日から半年以内に雇用した労働者のみ算定対象になります。

3 | 長時間労働の是正策に係る費用を補填する助成金

働き方改革において、数値目標として明確になっているのが長時間労働に対する取り組みです。長時間労働に関しては日々報道されるなど社会問題化しており、労働者の心身の健康を守るためにも、その是正は重要な取り組み課題の一つになります。

この取り組みに対応する時間外労働改善助成金を紹介します。

1 | 長時間労働の是正に向けた目標値の確認

働き方改革関連法案において、労働時間に関する制度見直しは以下の3つが主要なものになります。具体的な数値目標と導入スケジュールがあるのでしっかりと押さえておく必要があります（導入スケジュールは、2019年7月時点）。

■長時間労働是正に向けた法整備

①時間外労働の上限規制の導入

規制値：（原則）月 45 時間、年間 360 時間

（特例）年 720 時間、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間

導入：（大企業）2019年4月～ （中小企業）2020年4月～

②中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

規制値：月 60 時間超の時間外労働の割増賃金率が 50%以上

導入：（大企業）実施済み （中小企業）2023年4月～

③同一定日数の年次有給休暇の確実な取得

規制値：10 日以上の有給休暇付与者に対して年 5 日の取得（時季指定）

導入：（大企業）（中小企業）実施済み（2019年4月～）

中小企業に対しては導入までの猶予期間がありますが、時間外労働削減に向けた取り組みは社員の意識改革や働き方の改善等々、一朝一夕には実現できないため早めに着手していくことが求められます。その理由として、今回の働き方改革関連法整備において、労働基準法の規制値を遵守できない企業は、法的な罰則を受けることになりました（※1）。

こうした罰則を受けないために整備するのでなく、自社で働く方の心身の健康を保つために、主体的に整備していくことが望まれます。

※1) 労働時間等に対する罰則：6ヶ月以下の懲役または、30万円以下の罰金となります。

2 | 時間外労働上限コースの概要

時間外労働時間の削減だけでなく、働き方（在宅、シフト勤務）等を工夫したり、社員の意識改善を図ったりする事業者への助成金として時間外労働改善助成金があり、以下の5つのコースが設定されています。

(1) 時間外労働改善助成金5つのコース

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 時間外労働上限設定コース | ④ テレワークコース |
| ② 勤務時間インターバル導入コース | ⑤ 団体推進コース |
| ③ 職場意識改革改善コース | |

上記の中でも労働時間改善に重要な、時間外労働上限設定コースと職場意識改革改善コースの2つを取り上げ、ポイントを確認していきます。

(2) 時間外労働上限設定コース

このコースは、時間外労働の短縮を目標値として申請し、その達成に向けた費用の補助を受けることができます。要件を充足するためのポイントを確認します。

① 対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用事業主
- 36協定において限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結し、実際に限度時間を超える労働者が複数月ある事業場を有する事業主

② 成果目標（※以下のいずれかを設定）

| 成果目標 | 上限設定 |
|------|---------------------------------|
| 目標① | 月 45 時間以下かつ、年間 360 時間以下 |
| 目標② | 月 45 時間以上 60 時間以下かつ、年間 720 時間以下 |
| 目標③ | 月 60 時間以上 80 時間以下かつ、年間 720 時間以下 |

③ 助成金の支給対象となる 10 の取り組み（※以下のいずれか 1 つ以上実施）

| | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 1 労務管理担当者に対する研修 | 2 労働者に対する研修、周知、啓発 |
| 3 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング | |
| 4 就業規則・労使協定等の作成・変更（計画的付与制度の導入など） | |
| 5 人材確保に向けた取り組み | 6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新 |
| 7 労務管理用機器の導入・更新 | 8 デジタル式運行記録計の導入・更新 |
| 9 テレワーク用の通信機器の導入・更新 | 10 労働能率の増進に資する機器等の導入・更新 |

④支給額

取り組み要件と目標の達成度合いにより異なります（以下のいずれか低い額）。

- 1事業者あたり上限 200万円
- 対象経費の合計額×補助率 3/4

※成果目標と達成状況により異なります。詳しくは最寄りのハローワークへ確認

(3)職場意識改善コースの概要(申請期限 2019年9月30日)

ワークライフバランスを推進するための制度で、労働時間や有給休暇消化率の改善度合いに対して助成金を受給することができます。政府は2020年目標として、「週労働時間60時間以上の雇用者5割減」「年次有給休暇取得率70%の達成」を掲げています。

①対象事業者

下記要件のいずれかに該当する事業者が対象となります。

- 要件①**：前年の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって、月間平均所定外労働時間が10時間以上であった事業場を抱える事業者
- 要件②**：特例措置対象事業場の場合は、所定労働時間が週40時間以上44時間以下の事業場を抱える事業者

②成果目標

上記の要件に応じて達成目標が異なりますが、年次有給休暇の取得と所定外労働時間の2つの成果目標を設定します。

- 要件①の場合**：年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加、月間平均所定外労働時間を5時間以上削減
- 要件②の場合**：週所定労働時間の2時間以上の短縮、かつ40時間以下を達成

③助成金の支給対象となる取り組み

時間外労働上限限定コースの内容と同様（前頁参照）。

④支給額

取り組み要件と目標の達成度合いにより異なり、以下のいずれか低い額になります。

(1) 対象経費の合計額×補助率（※1）

(2) 下表の1事業者あたりの上限額

※1）常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象となる取り組み番号の6～10を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

| 成果目標の達成状況 | 補助率 | 1事業者あたりの上限額 |
|-----------|-----|-------------|
| 両方とも達成 | 3/4 | 100万円 |
| いずれか一つを達成 | 1/2 | 50万円 |

4 | 同一労働同一賃金等の処遇整備時に使える助成金

働き方改革で求められる対応の一つに、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下、「有期契約労働者等」という。）といった非正規雇用の労働者と正規雇用労働者との間にある処遇格差是正を図る必要があります。その際には、同じ職務内容等であれば同じく処遇する、いわゆる同一労働同一賃金への対応が求められます。企業がこの対応を推進する際に活用できる助成金を紹介します。

1 | キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者等に対して正規社員への転換やスキルアップ、昇給等の取り組みを実施し、待遇改善やキャリアアップにつなげる企業に対して行う助成制度です。2019年度は、以下の7つのコースがあります。

■キャリアアップ助成金 全コース

| No | コース名 | 内容 |
|----|-------------------|--|
| 1 | 正社員化コース | 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成 |
| 2 | 賃金規定等改定コース | すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成 |
| 3 | 健康診断制度コース | 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成 |
| 4 | 賃金規定等共通化コース | 有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成 |
| 5 | 諸手当制度共通化コース | 有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成 |
| 6 | 選択的適用拡大導入時処遇改善コース | 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成 |
| 7 | 短時間労働者労働時間延長コース | 短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成 |

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者等に対する諸施策を実施する際に活用できるものが多くあります。次に、企業での取り組みが比較的多い、正社員化と給与体系整備時に活用できる2つのコースについて紹介します。

2 | 正社員化コースの概要

有期契約労働者等を正規社員に転換することで支給される助成金です。対象者や実施策等に諸条件がありますが、比較的申請手続きも複雑ではないので活用したいコースです。

以下、助成額、対象者、申請の流れと留意点を確認します。

(1) 助成額

諸条件を満たし、支給申請が承認されると以下の金額が助成されます。

| 助成額 | ※（ ）は生産性向上が認められた場合の額 | |
|----------------|----------------------|-----------------|
| | 中小企業 | 大企業 |
| ①有期社員から正規社員へ転換 | 57万円（72万円） | 42万7,500円（54万円） |
| ②有期社員から無期社員へ転換 | 28万5,000円（36万円） | 21万3,750円（27万円） |
| ③無期社員から正規社員へ転換 | 28万5,000円（36万円） | 21万3,750円（27万円） |

(2) 対象となる社員

助成対象となる社員の条件をまとめると下記になります。

| |
|---|
| ① 6ヶ月以上雇用されている有期契約社員 |
| ② 正規社員になることを約束して雇用されていない (○ヶ月後正規社員として雇用する等の内容が雇用契約書に記載がある場合は対象外) |
| ③ 正社員転換後6ヶ月間で転換前6ヶ月と比べ5%の昇給を行っている |
| ④ 同一業務に6ヶ月以上継続して労働者派遣に従事している派遣労働者 |

(3) 申請の流れと留意点

申請手続きの流れとその際の留意点を確認します。

| 手 順 | | 留意点 |
|--------|-------------------------|--|
| STEP 1 | キャリアアップ計画の作成・提出 | 取組の実施前にキャリアアップ計画書の提出が必要 |
| STEP 2 | 就業規則または労働協約に正社員制度を規定し届出 | 正社員への転換時期の記載が必要で、毎月1日など記載した場合、その通りに転換しないと無効 ※助成金パンフレットにも参考条文が掲載 |
| STEP 3 | 対象者を正規社員へ | 上記手続き、整備をしてから実施 |
| STEP 4 | 転換後6ヶ月の給与を支給 | 転換前より 5%の昇給 が必要 ※転換後の算定には、残業手当や通勤手当、精勤手当は含めることができない。 |
| STEP 5 | 支給後2ヶ月以内に支給申請 | 6ヶ月分支給した後、2ヶ月以内に申請 ※2ヶ月を超えると権利を失う。 |

計画書及び支給申請書類のダウンロード先アドレス：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118801.html>

■参考資料

「働き方改革対応・助成金」佐藤敦規

厚生労働省助成金案内リーフレット：「人材開発支援助成金」「人材確保等支援助成金」

「時間外労働改善助成金」「キャリアアップ助成金」

axis + [徳島銀行]

概要

当社代表の川人広平が徳島銀行様にて支店長代理の皆様に向けた研修講師を担当させていただきました。

研修内容

1. 銀行におけるコンサルティング業務
2. 新たな取り組みを行う際の現場リーダーの動き方

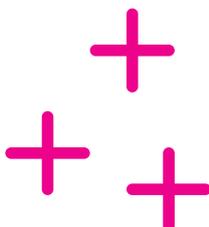
axis + [] =

新しい「1」を目指して

お客様から教えて頂くこと。

微力ながらも私たち「アクシス」からお客様へ提供できること。

双方が手を取り合うことで生まれる新たな「1」を目指して、これからもお客様と共にチャレンジし、課題解決に取り組めます。



アワシス
シャナイ
イベント

DIET CLUB

約4ヵ月に渡り減量に励んできたダイエット部、総勢25名！
体重の記録に当番制での食事報告。切磋琢磨し合いながら頑張りました。
ご褒美の打ち上げは淡路牛を一頭買いされている天山閣様で行いました！

カッパ〜イ！



えっぴりのスイーツ
たまらん！！



うまい！！



迫力満点！
肉厚でジューシー。
種類も豊富です！

ジューシー



お料理の提供が速く、
店員さんのご対応も
大満足でした！



ダイエット部に参加した感想を教えてください。

優勝すれば賞金と焼肉。この言葉に心が動かない人がいるだろうか？
本気で狙って微妙な6位。でも4.6キロ痩せられたから**大満足**です！（Kさん）

3kg 痩せてスーツのパンツが緩くなりました。バリバリ仕事するためにも**健康第一**！！
せっかく痩せたので維持したいと思います。（Kさん）

ダイエット部！？**楽しく競いあった**3か月間でした。
体重の減らし方、**税金**の減らし方は担当者に質問して下さい。（Sさん）

congratulations



最も減量したのは、富松さん！2位加統さん、3位森本さん、
4位関口さん、5位篠原さんでした。おめでとうございます！



今回のお店：天山閣 国府店
住所 徳島県徳島市国府町井戸堂ノ裏38-5
電話 088-679-8929
営業時間 平日 17:00～24:00(L.O.23:00)
土日祝 12:00～24:00(L.O.23:00)

- 【株式会社ふじや 店舗一覧】
- ・天山閣 川内店
 - ・天山閣 阿南店
 - ・天山閣 国府店
 - ・天山閣Plus 脇町店
 - ・天山閣なごみ 春日店
 - ・天山閣Plus 郷東店
 - ・天山閣Plus 丸亀田村店
 - ・天山閣Plus 上吉田店
 - ・満点 中吉野店
 - ・かつ富士 洲本店
 - ・牛福 洲本店
 - ・牛福 茜町店
 - ・ふじや 総本店
 - ・ふじや 蔵本店
 - ・木の花 沖浜店
 - ・鳴門水産 藍住店
 - ・タン次郎 イオンモール徳島店
 - ・ホツスキレット 川内店
 - ・火間土 応神店
 - ・えびす製麺所 北島店
 - ・えびす製麺所 石井店
 - ・富士うどん 藍住店
 - ・日の出食堂 脇町店
 - ・そば坐 北矢三店
 - ・鳥ろく 藍住店
 - ・えびす屋 国府店
 - ・えびす屋 北田宮店
 - ・かたに商店 城東店

今月のアクシスタッフ

| | | | |
|----------------------|--------|---|---|
| マネジメント スタッフ代表 | 川人 洋一 |  | 選挙が終わった。投票率が低いからもっと投票しやすい環境作り。 をと社説。問題は頑張ってる欲しい人が見つからないということだ。 |
| アクシス代表 | 岸 宏次 |  | 先日久しぶりにエイに逢いに新町川の河口近くへ行きました。いつも人を畏れず私の影が水面に映ると5尾以上が編隊となって近寄ってきました。人間から危害を加えられないことを願っています。 |
| アクシス代表 | 川人 広平 |  | 10か月の娘が、私を見ると「ばばばばばばばば」というのが可愛くてたまりません。 朝出勤の時は投げキッスで見送ってください(笑) |
| 経営支援部 | 笠井 賢也 |  | 先月の相談ランキング（笠井賢也調）1位：税金安くなる方法って何があるの？ 2位：どうすればお金って残る？ 3位：どうやったら痩せる？ |
| 経営支援部 | 栗坂 和明 |  | 屋外、屋内、車内。陽射し、温度、湿度にと、すこし調整上手になりました。 夏後半も、皆さまくれぐれご自愛ください。 |
| 経営支援部 | 元木 亮介 |  | この夏は4歳の息子に水泳を教えているのですが、教えるのって難しいですね。 |
| 顧客サービス部 | 西條 明子 |  | 果物と野菜嫌いの長女。夏休みのお弁当作りに苦労しています。。逆に次女は野菜好きで、肉はあんまり。姉妹でも好みが全然違います。 |
| 顧客サービス部 1課 | 富田 裕二 |  | この冊子が皆様に届く頃には、はっきりしていますかね？ 消費税、まだ上がらないと考えている方が意外といらっやいます。 |
| 顧客サービス部 1課 | 森本 香奈江 |  | 家に緑が欲しいと思い、多肉植物を3種類ほど買ってきて寄せ植えしました。 見た目ぶにぶににして癒されます。 |
| 顧客サービス部 1課 | 関口 奈由 |  | 先日、健康診断を受診。視力が悪くなっていて、とてもショックを受けました(><) 早速、コンタクト&メガネデビューしました!!! |
| 顧客サービス部 1課 | 森村 小夏 |  | 暑くなって、どんどんビールが美味しくなっていますね！ |
| 顧客サービス部 2課 | 岩井 享謙 |  | 息子たちが夏休みにはいったので、どこに連れて行くか悩んでいます。 . . . どこかおすすめの場所があれば教えてください！ |
| 顧客サービス部 2課 | 柴山 裕香 |  | 毎年、健康診断で思うことなのですが、低血圧と採血されにくい細い血管を どうにかしたいものです。 |
| 顧客サービス部 2課 | 近藤 陽子 |  | ワンコが遊んで欲しい時にもものすごい勢いで私の手や頭を全力で、前足で、 掘ってきます。すごく痛いけど、その何倍も可愛いです♡ |
| 顧客サービス部 2課 | 細川 真希 |  | 体を動かしていないので、そろそろ運動して体力をつけていこうと考えています。 |
| 顧客サービス部 3課 | 有内 大輔 |  | 家のダンボールの山を見て、最近の通販の利用の多さにあらためて驚きます。 近場で買えるものもついつい注文してしまいます。 |
| 顧客サービス部 3課 | 富松 薫 |  | とうとう夏休みがやってきました。娘が持って帰ってきたハウセンカがたくさん 咲き始めたので、一緒に観察しています。 |
| 顧客サービス部 3課 | 宮内 正弘 |  | 先日、健診結果が送られてきました。内容は、トホホ要再検査。幸い、再検査異常なしで大事に 至らずホッとしました。皆さん、健康には気を付けましょう。 |
| 顧客サービス部 3課 | 寺井 詩織 |  | 先月の台湾で使える言葉の回答：「あなたはイケメンですね!」 |
| 顧客サービス部 3課 | 佐藤 美優 |  | 先日、笠井賢也さんに体脂肪率の落とし方を教えてもらいました！ジムを週2に増やし、ムキムキの お兄さんたちに交じって筋トレに励みたいと思います！ ^^ |
| 顧客サービス部 4課 | 住友 保仁 |  | 毎月一回、5歳の息子とヴォルティスの親子サッカー教室に行っていますが・・・ 一緒に走れるのはあと少しだけかと。体力をつけます。 |
| 顧客サービス部 4課 | 齋藤 久 |  | キャッシュレスが進んでいるこの時代。5年後に新紙幣が登場してもどうなんと思うけど・・・。 |
| 顧客サービス部 4課 | 吉田 康晃 |  | 暑くなってきましたがまだエアコンをつけずに窓を開けて頑張っています。 窓を開けているとセミの声がすごくなるさいです。 |
| 顧客サービス部 4課 | 前田 雄太 |  | 先日、季節外れのインフルエンザにかかってしまいました。ウイルスは年中潜んでいるらしい ですので、皆さんもお気をつけください。 |
| 顧客サービス部 5課 | 谷源 裕介 |  | 3回目にしてネタが尽きてしまいました。。。 ネタを見つける時間を作りたいです。。。 |
| 顧客サービス部 5課 | 渡部 千佳 |  | そろそろ梅雨明けですね。体調を崩さないようにしましょう。 |
| 顧客サービス部 6課 | 橋本 法布子 |  | 紫陽花の季節も終り、暑い夏が来ました。 夏バテしないよう体調管理をしっかり して夏を過ごします。 |
| 顧客サービス部 6課 | 広瀬 浩美 |  | いただいた大量のゴーヤは、バナナと牛乳でスムージーではなくジュースに(◎>◁<◎)。 ピーマンは、青椒肉絲ではなく肉詰めが定番メニューです。 |
| 顧客サービス部 6課 | 川又 英里 |  | 大塚国際美術館へ行って来ました。システーナ礼拝堂やモネ、フェルメールを観れて感激。 レプリカとはいえ凄い迫力！全部観るのに5時間もかかりました。 |
| 顧客サービス部 6課 | 上野 由加里 |  | 7月に入社した上野由加里です。一日でも早く貢献できるよう頑張りますので、 よろしく願いいたします。 |
| 顧客サービス部 7課 | 石川 真理 |  | 会社の玄関前に木が2本植えられています。涼しげな木に暑苦しいセミの鳴き声が大音量で 響いています。60匹はとまっていて余裕で手で捕まえられます。 |
| 顧客サービス部 7課 | 有松 伸悟 |  | 暑さのせい、筋トレの効果か、ベルトの穴がひとつサイズダウンしました。 |
| 顧客サービス部 7課 | 益田 順子 |  | 長野でのバイオリンの夏期学校にむけて猛練習中の三男君。全国から集まった二千人の合奏は圧巻で 楽しみです。 |
| 顧客サービス部 8課(吉野川支店) | 長江 剛 |  | 息子の剣道大会で色んな所に行きます。7月は岡山、高知。8月は大分です。 親子共々貴重な経験です。 |
| 顧客サービス部 8課(吉野川支店) | 高橋 多恵子 |  | 8月の健康診断に向けて、ジムで筋トレ、1時間のレッスンを3つ受けて、好成绩取るべく 頑張っていますが、病気になるそうです。 |

| | | | |
|----------------------|--------|---|--|
| 顧客サービス部 8課(吉野川支店) | 平田 浩治 |  | 帰ってキューッと飲む冷たいのと、メダカのエサやりが毎日の癒しになっています。暑さに負けないよう、気をつけてお過ごしください。 |
| 顧客サービス部 8課(吉野川支店) | 鎌谷 郁代 |  | 暑い日はそうめんがおいしいですね。最近はいろんなアレンジレシピもあって飽きないです。 |
| 顧客サービス部 高松支店 | 小島 晴美 |  | 2019年下半期の占い！何種類も見ていくと、もうどれを信じていいのかわからない・・・ポジティブに良いことだけを信じます！ |
| 顧客サービス部 経理代行 | 笠井 雅也 |  | 夏はアイスを食べ過ぎないように気を付けます。 |
| 品質管理部 | 湊 朗 |  | 消費税の改正（税率10%）が近づいています。今回の改正は、今までと違い軽減税率があるため、区分記載等の準備が必要となります。 |
| 品質管理部 | 谷本章 |  | 残暑お見舞申し上げます |
| 品質管理部 | 立石 正博 |  | シェパードを飼っている。最近やっと私の指示を聞いてくれるようになった。 |
| 資産税部 | 松尾 光之 |  | 健康診断で肝機能が弱ってました・・・、休肝日を作ろうと検討中です・・・。 |
| 資産税部 | 櫻井 良江 |  | 毎年この時期は私も子供たちの夏休みの宿題に追われています。今年こそは早めに取り組みたいです。 |
| 人事労務部 | 榎葉 稔 |  | 夏休み、小5のユウタとシュノーケリング体験に行きます。久しぶりの海。日焼けがこわいです。 |
| 人事労務部 | 橋本 育代 |  | 家庭菜園のトマトとトウモロコシをカラスに持っていかれました。敵はやるもので、ちゃんと留守を狙ってきます。 |
| 人事労務部 | 藤田 由香 |  | 最近朝になると、カブトムシがどこからか飛んできています。子どもたちは大喜びですが、7匹にもなると、虫カゴが狭すぎて土にもぐりきれてない子がいます！ |
| 人事労務部 | 後藤 千亜希 |  | 夏バテ防止のために紫蘇ジュースを飲んでます。収穫して洗って煮るだけなのですが、手作りだとほんの少しほっこりします。 |
| 顧客サービス部 1課 | 蛭子 新子 |  | 庭で育てている夏野菜の収穫時期になりました。今年はナスがよく育ちました♪無限ナスレシピをググって料理してます。 |
| 顧客サービス部 1課 | 朝日 美年 |  | 我が家の犬に「小～さな声で吠える」という芸を教えています。今のところ、成功率は10%です！ |
| 顧客サービス部 2課 | 岡田 由美子 |  | 夏休みは3人の子供たちの送迎に振り回されています。早く学校始まって給食食べてほしいです。 |
| 顧客サービス部 3課 | 加統 香織 |  | 今年の夏休みの目標は、川遊びです！！何回行けるかなーと計画中です(*^^*) |
| 顧客サービス部 4課 | 上田 とし子 |  | 10年以上前から熱帯魚を飼っています。冬は水を温めて、夏は適温まで冷やして、水槽の中は年中楽園です！ |
| 顧客サービス部 4課 | 船越 香那 |  | 生後7か月の息子がかままり立ちをし始めました。ほんとに目が離せません(´▽´)お姉ちゃんとお弟さんのワットで遊ぶのが最近のお気に入りです。 |
| 顧客サービス部 5課 | 篠原 明子 |  | 息子から両手いっぱいセミの抜け殻のプレゼント。気持ちだけもらっておきます(・_・) |
| 顧客サービス部 5課 | 岡本 康子 |  | 以前住んでいた街に15年ぶりに行きました。駅前が再開発され、記憶とは違う景色に。時の流れを感じました。 |
| 顧客サービス部 6課 | 有田 美由貴 |  | 最近、エアコンを一台購入しました。しかし、エアコン専用のコンセントがなく電気工事が必要に！思わぬ出費でビッパです。 |
| 顧客サービス部 6課 | 岩崎 桃子 |  | 休日の趣味に釣りを始めました。今年はじわじわ日焼けしています・・・ |
| 顧客サービス部 8課(吉野川支店) | 都築 由香 |  | まだまだ 暑いですが、がんばりましょう！！ |
| 顧客サービス部 8課(吉野川支店) | 佐藤 由紀 |  | 先月から庭のヒマワリに、小さなカマキリが住み着いています。虫かごに捕獲したい息子を説得し、毎朝子供と観察しています。なんだか、幼少にかえた気分です。 |
| 顧客サービス部 8課(吉野川支店) | 住友 純子 |  | 宿題に追われる夏休みが終わり、受験生がいる我が家は、どこにも行けず…受験生がいらっしゃる御家庭の皆様、一緒に頑張りましょう。(^^)/ |
| 顧客サービス部 8課(吉野川支店) | 西尾 陽子 |  | うん10年ぶりにテニス始めました！高校時代のように体が動かず、テニス歴1年の息子に偉そうな事言えないと痛感しています(>_<) |
| 顧客サービス部 8課(吉野川支店) | 村橋 悠未 |  | 家の庭に植えているロシアンオリーブが、どんどん成長しています。YouTubeで剪定方法を調べながら格闘していますが、切っても切っても伸びていきます |
| 顧客サービス部 経理代行 | 大崎 映子 |  | 毎年、この時期になると、学校給食の有難みを痛感します。 |
| 人事労務部 | 巽 比呂美 |  | まくわうりの季節です。しばらくの間次々と実り続けるのですが、大好きなので毎日食べても飽きません。ほんのり甘い。夏の果物の代表格でしょうか。 |
| 総務部 | 川人 修子 |  | 遅ればせながら映画ポヘミアンラプソディを見ました。最近一番感動した映画でした。 |
| 総務部 | 山崎 裕行 |  | 梅雨空に てるてる坊主 天気の子 |
| 総務部 | 小山 陽子 |  | 先日久しぶりに京都へ。今年は梅雨明けが遅く、涼しい京都に“はんなり”でした。 |
| 総務部 | 明石 敦子 |  | 美味しい梅シロップと梅みその出来上がり！炭酸で割ったらスッキリした飲み心地。焼き茄子には、梅みそがピッタリ。自然の恵み頂きます。 |
| 総務部 | 美馬 希実子 |  | まだまだ涼しい頃から、夜には海風に乘って阿波おどりのリズムが聞こえていましたが、いよいよ本番。家族揃って浴衣で見る阿呆になるのが我が家の定番です。 |

チェックリストカレンダー

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
|---|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 20日☞ / 【納期特例】源泉所得税の納付 <input type="checkbox"/> 31日☞ / 市町村へ給与支払報告書の提出 <input type="checkbox"/> 31日☞ / 税務署へ法定調書の提出 <input type="checkbox"/> 31日☞ / 償却資産税の申告 | <input type="checkbox"/> 16日～ / 確定申告開始 | <input type="checkbox"/> 15日☞ / 確定申告提出期限 <input type="checkbox"/> 給与時 / 社会保険料率の確認(当月控除) | <input type="checkbox"/> 給与時 / 社会保険料率の確認(翌月控除) <input type="checkbox"/> 給与時 / 雇用保険料率の確認 <input type="checkbox"/> 4月 or 5月 / 固定資産税通知書の到着 <input type="checkbox"/> 1年に1度 / 36協定提出 |
| 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
| <input type="checkbox"/> 中旬頃 / 住民税特別徴収関係書類の到着 <input type="checkbox"/> 31日☞ / 自動車税の納付 | <input type="checkbox"/> 7/10☞ / 労働保険の書類到着と年度更新 <input type="checkbox"/> 給与時 / 個人住民税の特別徴収開始 | <input type="checkbox"/> 10日☞ / 【納期特例】源泉所得税の納付 <input type="checkbox"/> 10日☞ / 社会保険の算定基礎届の提出 <input type="checkbox"/> 支給後5日以内 / 賞与支払届提出 <small>(賞与を支給した場合)</small> | |
| 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| <input type="checkbox"/> 給与時 / 算定基礎届による社会保険料の変更(当月控除) | <input type="checkbox"/> 給与時 / 算定基礎届による社会保険料の変更(翌月控除) <input type="checkbox"/> 給与時 / 最低賃金の変更 | <input type="checkbox"/> 月内 / 年末調整の準備 <input type="checkbox"/> 月内 / 扶養控除(異動)申告書の回収 | <input type="checkbox"/> 12月 or 1月 / 年末調整と源泉徴収票の交付 <input type="checkbox"/> 支給後5日以内 / 賞与支払届 <small>(賞与を支給した場合)</small> |

お問い合わせ先

WEB上でのお申込みも受け付けております。
ご希望の方は、こちらのQRコードより、
お問い合わせください。



税理士法人アクシス

MAIL: ms@m-staff.com

TEL: 088-631-8119 FAX: 088-632-6543

HP: https://m-staff.com/

税理士法人アクシス



| | |
|---------|-------|
| 貴社名 | 御担当者名 |
| 電話番号 | 携帯番号 |
| メールアドレス | |

.....ご希望の項目に丸をつけ、FAXにて送信してください.....

※複数選択可

- | | | | | |
|-----------------------------------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 顧問契約について | <input type="checkbox"/> 相続 | <input type="checkbox"/> 新規法人設立 | <input type="checkbox"/> 資金繰りサポート | <input type="checkbox"/> 補助金・助成金について |
| <input type="checkbox"/> 資産運用について | <input type="checkbox"/> M&A | <input type="checkbox"/> 記帳代行 | <input type="checkbox"/> 給与計算代行 | <input type="checkbox"/> 社会保険手続きについて |
| <input type="checkbox"/> 労務相談 | <input type="checkbox"/> その他 | | | |

さて、どこに相談しよう？

他社と一緒にいることを考えているけれど、誰か相談できる人はいないかなあ。

補助金や助成金で、私でも貰えるのかしら。

そろそろ子供に、会社の経営を任せたいな。

相続・贈与の対策について教えてほしいわ。

今後のことも考えて、資金繰りや借入について考えときたいな。

資産運用ってリスクが高そうだけれど、大丈夫かな。



そのお悩み、アクシスにお任せください

相続や経営承継、不動産投資など今後のことを見据えて色々と準備を始めたい！ただ、相談先が複数になったり、専門的な知識が必要だったり、一人で進めていくには一苦勞ですよ。どこに相談していいのかわからなかったそのお悩み、ぜひアクシスにご相談ください。

税理士法人アクシス

MAIL : ms@m-staff.com

TEL : 088-631-8119 FAX : 088-632-6543

雑務に追われて本業に時間が割けない！！

楽になりたーい！

と思っていないですか？

請求書を発行しないと！

- ✓ 月末までに送らないと。
- ✓ 先月発行した請求書の入金はあるのかな？
- ✓ 経理担当者が辞めてしまう。今後どうしたらいい？

記帳して支払もしないと！

- ✓ 業者に振込をしないといけない。
- ✓ この仕訳はどうしたらいいんだろう。
- ✓ 銀行に残高残っているかな。

社会保険の手続き！

- ✓ 従業員が辞めてしまう。離職票を発行しにハローワークまで行かないと。
- ✓ 入社・退職の度に保険証の手続きが大変！
- ✓ 出産する社員がいるけど、何をしたらいい？

社員の給与計算！

- ✓ タイムカードの集計をしないと！
- ✓ 社会保険料の改定をしないと。
- ✓ 欠勤や遅刻をしている人は、いくら引けばいいんだろう。



✦ アクシスはおお客様の困っている事に対応します ✦

| | |
|-----------------------------|------|
| 入力・仕訳事務 / 証憑整理 | 記帳代行 |
| 請求書情報の作成 / 入力 請求書発行・入金消込 | 売掛管理 |
| 支払予定表の整理 総合振込データの作成 | 振込事務 |

| | |
|------------------------------------|---------|
| 社会保険・雇用保険・労災保険 | 社会保険手続き |
| 就業規則の作成・変更 給与規程・育児介護休業規程など | 就業規則 |
| 社員さんに聞かれて困ったこと 労働法に適した対応についての相談 | 労働相談 |
| 人が集まる求人票の作り方 応募者を増やす取り組み | 採用顧問 |

税理士法人アクシス

TEL : 088-631-8119 FAX : 088-632-6543
MAIL : ms@m-staff.com